



06 国民健康保険税の制度が変わります

【国民健康保険税の納期の変更】

令和4年4月から国民健康保険税の普通徴収(口座振替および納付書による納付)の納期が変更になります。

これまで、前々年の所得を基に第1期(4月)および第2期(6月)を仮算定とし、前年の所得確定後の第3期(8月)に本算定を行っていましたが、令和4年度からは、普通徴収の仮算定を廃止します。これに伴い、普通徴収の納期は7月を第1期として、以降翌年2月までの毎月になります。※納期の数は、年8回のまま変更ありません

特別徴収(年金からの天引き)の方は、年金支給月のままで変更ありません。

種類	納期 (令和4年4月～)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収	特別徴収		特別徴収		特別徴収		特別徴収		特別徴収		特別徴収	

※納期限は納期月の月末(12月を除く)となります

※納期限が金融機関の休日となる場合には、翌営業日を納期限とします

【国民健康保険税の未就学児の減額】

令和4年度分の国民健康保険税から、未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者)の均等割額を5割減額することとなりました。(低所得者軽減該当世帯については、当該軽減後の額を減額します。)

※詳細は市HPをご覧ください

▶ 保険年金課 ☎23-2149



◀ 市HP

田原市

会計年度任用職員(一般職非常勤職員)募集!

令和4年度田原市会計年度任用職員(一般職非常勤職員)の募集を、市HPに掲載しています。
本市で働いてみたいと考えている、意欲・やる気のある方の応募をお待ちしています。

会計年度任用職員とは

年度内(4月1日～翌3月31日)に限り任用される一般職の非常勤職員です。

募集職種: 一般事務職、保育士、作業員、非常勤講師、その他専門職など

※募集職種の詳細は、応募方法とともに市HPに掲載しています

任用期間: 令和4年4月1日～

問合せ: 募集をしている職種の各担当課へ直接お問い合わせください。

※本掲載内容は、人事課までお問い合わせください

▶ 人事課 ☎23-7404



◀ 市HP

